

令和7年度施策報告書（令和6年度振り返り）

施策名	快適な住環境整備の推進
施策に対する基本的考え方	道路、下水道、公園などのインフラや交通環境をはじめとする都市機能の充実を図るとともに、自然環境や都市景観と調和した市街地の形成に努め、快適な住環境の整備を推進する。

基本事業名	道路の整備
長期総合計画における方向性	・地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に道路の拡幅整備や改修などを進める。 ・都市計画道路の整備や改修の際には、だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進める。 ・道路の緑化や透水性舗装など、自然環境との調和をめざした道路の整備を検討する。 ・「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線の整備を推進する。 ・道路舗装補修工事五ヵ年計画に基づき、市道の改修を計画的に進める。 ・東久留米市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕を計画的に進める。

事務事業名	事業概要	事業費（千円）		増減額 （千円）	前年度比 （％）	令和6年度の実績	所管課
		令和6年度	令和5年度				
無電柱化推進事業	「東久留米市無電柱化推進計画（平成31年3月）」に基づき実施する電線共同溝方式による無電柱化事業。 令和3年3月に東京都無電柱化チャレンジ事業に認定された市道103号他2路線（さいわい通り）について、無電柱化を実施していく。	196,574	41,200	155,374	477.1	3工区に分割した事業区間のうち、令和5年度から6年度に掛けて緑越明許の設定を行った第1工区及び令和6年度分の工事である第3工区の整備を実施した。	道路計画課
市道207号線整備事業	市の都市計画マスタープランで小金井街道等の幹線道路を補う補助幹線道路として位置づけられた市道207号線の笠松坂から竹林公園入口付近まで、約180mの区間の道路幅員を12mに拡幅整備する。	17,317	66,208	▲48,891	26.2	残る事業用地については、土地収用法を活用した確保の取組を進め、令和6年5月に東京都収用委員会の裁決手続き開始を決定したとする告示がなされた。その後も引続き令和7年度以降の権利取得等の裁決に向けた取組を進めた。また、同時に進めていた家屋等の物件移転に関する補償契約の履行が完了した。	道路計画課
東村山都市計画道路3・4・13号線（本町・小山区間）及び東村山都市計画道路3・4・21号線整備事業（幸町・小山区間）	3工区に分割した事業区間のうち、第1工区は令和元年5月30日に事業認可を取得、第2工区は令和2年8月31日に事業認可を取得し、事業に着手した。 事業用地の取得や街路築造のための各種設計等を開始している。	551,647	978,282	▲426,635	56.4	事業認可を取得している第1工区及び第2工区について、整備に向けて、用地取得や設計等を進めた。第3工区については、事業認可の取得に向けて、認可申請図書の作成等を進めた。また、当該工区の北側の接続先である新座市側の整備も必要なことから、新座市へ調整、働きかけを行った。	道路計画課

都道東京所沢線（第4号）歩道整備受託事業	所沢街道の南町四丁目地内から八幡町二丁目地内までの約1.3kmの区間を、歩行者や自転車の通行の安全性の確保に向けて実施する東京都の歩道整備事業について、平成29年4月に締結した基本協定に基づき、本市が用地取得に関する業務を実施していく。	17,700	-	-	-	東京都と東久留米市の都道東京所沢線（第4号）に関する基本協定を踏まえ、令和6年2月に締結した用地測量等施行に関する協定に基づき令和6年度より用地測量に着手した。	道路計画課
市道認定・廃止等事務	・道路整備や宅地開発等により築造され移管された道路を道路法等に基づき市道の認定等を行う。 ・道路法の定めや地方交付税交付金の算定基礎資料となる道路台帳の補正及び更新等、調整を行い保管する。	13,972	13,048	924	107.1	市道認定・廃止等事務は、道路法及び東久留米市道路線の認定、廃止、変更ならびに道路の区域変更に関する取扱規程に基づき路線を特定する行為であり、令和6年度は、市道の認定・廃止を合わせて10件（1312.50m）実施した。また、道路法28条の規定により道路管理者が行う道路台帳の補正等を行った。	管理課
道路・水路境界管理事務	官民境界等の確定についての測量、立会業務	8,479	10,011	▲1,532	84.7	道路及び普通河川等公共用地の境界確定は、行政財産（道路・普通河川敷等）の財産区域や管理権を明確にするための事業であり、令和6年度は65件実施した。	管理課
法定外公共物特定調査事業	地方分権推進の一環として平成14年度から従来国有財産であった法定外公共物の管理を市が行っており、これら法定外公共物の機能状況を確認し、行政財産としての機能を減失している箇所については、測量等を行い法定外公共物を特定し、用途廃止を行ったうえで売り払い等を行う。	0	0	0	-	本事業は、法定外公共物（里道・水路等）の適切な管理を行うとともに、行政財産としての機能を減失した法定外公共物を売却することにより、管理にかかる経費削減と財産の売却による歳入確保を図ることを目的とする事業であり、令和6年度は1件（73㎡）の売却手続きを行った。	管理課
道路維持管理事業	道路の維持管理（舗装や排水施設等道路附属物の補修・改良、道路パトロール等による点検等）。	288,673	578,357	▲289,684	49.9	「東久留米市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく4橋の修繕(令和7年度継続)、「道路舗装補修工事五ヵ年計画(4期)」に基づく5路線の舗装補修工事(令和7年度1路線継続)を実施した。また、市道1097号線ほか1路線、市道2283号線及び市道3161号線の冠水解消対策として雨水排水施設の整備(令和7年度市道1097号線ほか1路線継続)と局所的な舗装補修工事を51件実施した。	管理課
道路植栽管理事業	道路植栽の維持管理（植樹帯清掃、街路樹害虫駆除、街路樹剪定、街路樹の補植等）。	39,848	37,303	2,545	106.8	道路利用者に安全で緑に親しみやすい道路環境を維持するため、3回の清掃・除草等を実施した。	管理課

遊歩道維持管理事業	遊歩道の維持管理（清掃、植栽剪定、除草、害虫駆除、植栽、施設補修等）。	17,110	16,060	1,050	106.5	遊歩道の利用者に安全・快適かつ緑に親しみやすい道路環境を維持するため、3回の清掃、除草等を実施した。	管理課
駅施設維持管理事業	駅施設の保守点検、補修、清掃、噴水管理を実施している。	16,803	25,506	▲ 8,703	65.9	駅西口昇降施設のエレベータ・エスカレータの保守点検委託（年12回）、駅西口昇降施設清掃委託（年209日）、噴水設備保守点検（年2回）、噴水池清掃委託（年4回）、駅西口昇降施設の天窗清掃（年1回）を行い、また不測の駅西口昇降施設の不具合により修繕を8回を行い駅施設利用者に対しての施設の安全性を確保した。	管理課
道路占用許可事務	東久留米市道路占用料等徴収条例や東久留米市公共物管理条例等により、道路内のインフラ等の占用について許可を与えるものである。また、条例に基づき占用者から道路等占用料の徴収を行う。	0	0	0	-	道路占用625件、公共物占用55件の許可を行った。また、条例に基づき占用者から道路占用料の徴収を行った。	管理課
駅西口昇降施設の改築に係る駅西口広場調査及び検討事業	建築基準法に定める建築確認申請がなされていない東久留米駅西口昇降施設の法適合に向けた取組を進める。	17,860	0	17,860	-	東久留米駅西口昇降施設の改築について、条件を調査・整理し、関係機関協議に向けた基礎資料を作成した。	都市計画課

基本事業名	都市的土地利用と良好な住環境の形成					
長期総合計画における方向性	・地区計画などの都市計画制度を活用する際には、懇談会の実施などにより、市民及び事業者の都市景観に係る意識の醸成を図りつつ、まちづくりを推進する。 ・大規模住宅団地の住環境の改善に向け、国や東京都の制度を活用した取り組みなどについて検討する。また、再生を行う際には、地区の特性に応じた都市計画制度を活用するなど、良好な住環境とにぎわいが調和した市街地環境の形成に努める。 ・市民、事業者、行政が連携を図り、「東久留米市空家等対策計画」に基づき、施策の推進に取り組む。 ・都立六仙公園については、開園面積の拡大に向け東京都に対して要望を行う。 ・老朽化した公園遊具の修繕などにあたっては、毎年実施する遊具点検の結果を考慮し、「東久留米市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に取り組む。 ・生産緑地地区については、特定生産緑地制度の周知に努め、指定をしていくとともに、都市農地の活性化と併せ、生産緑地地区の新規指定により、都市農地の計画的な保全に努める。					

事務事業名	事業概要	事業費（千円）		増減額（千円）	前年度比（%）	令和6年度 of 取組み	所管課
		令和6年度	令和5年度				
子供の広場維持管理事業	市内の子供の広場を確保するために、土地賃貸借契約・使用貸借契約を締結する。 あわせて子供の広場及び児童遊園の維持管理を行う。	39,786	36,315	3,471	109.6	子供の広場を確保するための賃貸借に係る事務、樹木の剪定、草刈、清掃等を実施し、適切な維持管理を行った。	環境政策課

公園維持管理事業	年間を通じた清掃、草刈、樹木剪定、公園遊具の点検、補修・更新を行う。	102,119	91,824	10,295	111.2	樹木の剪定、草刈、清掃等を実施し、適切な維持管理を行った。また、幸町一丁目都営住宅内公園に防球ネットの設置を行った。	環境政策課
公園施設長寿命化対策事業	平成27年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新及び補修を行う。	275	65,450	▲ 65,175	0.4	老朽化した公園施設の補修を行った。	環境政策課
公園整備事業	市内における都市公園を整備する。	41,614	4,707	36,907	884.1	- 令和5年度、6年度において、約150箇所設置している都市公園について、多面的な機能を最大限発揮できるようストック効果向上に向けた検討を行い、東久留米市都市公園ストックマネジメントあり方検討報告書を取りまとめた。 - 令和8年度の整備に向けた向山緑地公園及び竹林公園の実施設計を行った。また、竹林公園については、令和8年度の整備に先立ち園内の一部の園路整備工事を実施した。 - 前沢緑地について、土地の測量と都市計画図書の作成を行い、東村山都市計画緑地第13号前沢緑地として都市計画決定を行った。	環境政策課
都市計画図作成事務	年1回、都市計画図及び都市計画道路網図(縮尺10,000分の1)の更新を行う。	446	0	446	-	令和6年4月の用途地域の一斉見直しを反映させた都市計画図を作成した。一方、都市計画道路網図については変更がないため、作成を見送り在庫を活用した。	都市計画課
都市計画審議会事務	東久留米市都市計画審議会条例に基づき設置された東久留米市都市計画審議会において、都市計画に関する諮問事項等について審議して頂き、答申を受ける。	61	71	▲ 10	85.9	都市計画法の規定に基づき、都市計画生産緑地地区変更の審議などのため、1回開催した。	都市計画課
都市計画証明事業	申請を受け現地の状況を確認した後、測量図に用途地域等の境界線を表記した都市計画に関する証明書を作成する。	0	0	0	-	建築確認申請等の際に必要な都市計画証明書を事業者からの申請に基づき作成した。	都市計画課
宅地開発指導事業	申請書に基づき現地及び図面の確認等を行った上で、宅地開発等審査会において道路・排水施設等の公共公益施設整備等について審議を行った後、市と開発等事業者等との間で協議・同意の手続きを行う。	0	86	▲ 86	0.0	令和6年度における宅地開発等に関する条例第10条に規定する宅地開発等に係る調整会において東京都と協議を行った件数は23件であった。また、宅地開発等に関する条例第14条に規定する協議・同意については17件行った。	都市計画課

生産緑地地区 関連事業	生産緑地法に基づき、生産緑地地区の指定及び解除、生産緑地地区指定審査会の開催、都市計画変更事務のほか、特定生産緑地指定手続に係る事務を行う。	98	62	36	158.1	生産緑地地区の指定に基づく標識設置工事の実施、解除等に伴う所有者への通知を行った。	都市計画課
マンション適 正管理推進事 業	「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」の管理状況届出制度に係る事務のうち、都の事務処理特例条例の規定により移譲を受けた事務について実施する。	0	0	0	-	未届マンションへの督促により、1件申請受理を行った。	都市計画課
壁面後退支援 事業	駅西口及び東口地区の都市計画道路沿道において、地区計画制度により壁面後退を行った部分の舗装整備費用の補助を行う。	0	0	0	-	「東久留米市駅西口、東口及び東口第二地区壁面後退舗装整備事業補助金交付要綱」の申請がなかったため、事業実績はなかった。	都市計画課
屋外広告物許 可申請に関す る事務	東京都屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の審査、許可等の事務を行う。	0	0	0	-	良好な景観の形成等を保持するため、「東京都屋外広告物条例」に基づく227件（市許可107件 都許可120件）の許可申請について、審査を行った。	都市計画課
地区計画区域 内の行為審査 事業	建築行為等の届出に対し地区整備計画に照らし審査を行い、当該行為完了後、検査を行う。	0	0	0	-	地区の事情に応じた細やかな「まちづくり」を推進するため、地区計画内の建築行為等に伴う届出8件について審査及び検査を行った。	都市計画課
国土利用計画 法に係る届出 受理及び確認 事務	国土利用計画法に基づき届出を受理し、内容確認の上、東京都へ提出する。	34	23	11	147.8	国土利用計画法に係る13件の届出を受理した。	道路計画課
用途地域等見 直し関連事業	平成16年度に実施した用途地域等の一斉見直し後、地形地物の変更や土地利用の変化等が生じた地域において、用途地域図等の更新と用途地域等の変更を行うとともにGISを導入する。	496	2,662	▲ 2,166	18.6	地形地物の変更や土地利用の変化等が生じた地域における用途地域等の変更については4月26日に告示し業務を終了した。また、これら変更を反映した都市計画情報をGISシステムを用いインターネット上で申請したのに対して回答する仕組みを構築し、令和7年度から稼働予定。	都市計画課
都市計画道路 沿道本町、小 山及び幸町地 区地区計画策 定事業	今後整備を進めていく予定の当該都市計画道路沿道地区において、関係権利者との意見交換や東京都との協議を行い、地区計画の策定と用途地域の変更等を行う。	0	0	0	-	令和6年12月に「東村山都市計画道路3・4・21号線整備事業（第1工区（幸町区間）」）が建築基準法第42条第1項第4号に指定されたことにより、令和7年度から始まる事業実施に向けた基礎調査に着手した。	都市計画課

基本事業名	交通環境の充実
長期総合計画における方向性	・地域公共交通の充実に向けたバス路線の拡充に向けて、バス事業者に道路整備の計画、進捗状況など継続的な情報提供を図る。 ・デマンド型交通の実験運行を進めるとともに、地域公共交通会議を開催するなど、期間内に判断すべき指標に基づいた検証を行い、その後の方向性について検討する。 ・東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を踏まえ、駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向けた取り組みを進める。 ・自転車などの放置を防止するため、巡回による指導や撤去作業などを実施し、放置防止対策に努める。また、警察、鉄道事業者、バス事業者などの関係機関と連携し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行うことや広報紙などにより、自転車等放置防止に向けた広報啓発活動を推進する。

事務事業名	事業概要	事業費（千円）		増減額（千円）	前年度比（％）	令和6年度 of 取組み	所管課
		令和6年度	令和5年度				
デマンド型交通運行事業	地域公共交通の充実に向けて、子育て世帯及び高齢者を対象とし、令和2年3月から5年間の実験運行として開始した東久留米市デマンド型交通「くるぶー」については、運行の検証結果等を踏まえ、令和7年度から本格運行へ移行していく。	34,267	29,402	4,865	116.5	令和7年度からの本格運行への移行に向けて、実験運行での課題の対応や、利便性向上等を図るため、東久留米市地域公共交通会議等に諮りながら道路運送法による必要な手続きを行い、AI交通システムの導入、年齢要件の緩和、共通乗降場の追加等の取組を進めた。	道路計画課
放置自転車等対策事業	駅周辺の放置自転車等の防止対策として、東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画に基づく都市計画自転車駐車場の整備や、東久留米市自転車等の放置防止に関する条例に基づく市立自転車等駐車場の管理運営、放置自転車等への撤去等を行う。	113,878	649,071	▲ 535,193	17.5	西第10一時利用自転車駐車場及び臨時西第2自転車駐車場の閉鎖による原状回復工事を行った。また、1,653台の定期利用登録、255,415台の一時利用を受付け、327台の放置自転車等撤去を行った。	管理課

基本事業名	公共下水道の維持管理・整備
長期総合計画における方向性	・公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図り、「湧水・清流保全都市宣言」に則り、清流を市民とともに守り、次世代に引き継ぐことに努める。 ・「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を踏まえ、下水道施設の維持管理・改築を一体的にとらえ、計画的・効率的な管理を図り、下水道施設の機能維持、維持管理費の縮減や雨天時浸入水の削減に取り組む。また、施設の耐震化の確保など、万が一の備えを行い、持続的な下水道事業の実践に努める。 ・地方公営企業法の適用による公営企業会計に則り、限られた収入で、必要な市民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、自らの資産情報や経営状況を的確に把握し、財政規律を向上させ、事業の効率化と財源の確保に努める。 ・雨水整備事業を推進し、浸水被害の軽減を図る。

事務事業名	事業概要	事業費（千円）		増減額（千円）	前年度比（％）	令和6年度 of 取組み	所管課
		令和6年度	令和5年度				
日本下水道協会参画事業	研修会、講習会、時代の変化を捉えた下水道機能の向上など、今後の事業展開の方向に照準を定めた最新の情報提供	407	409	▲ 2	99.5	下水道に関する情報提供を受けた。	施設建設課

下水道（汚水）料金徴収事務	下水道使用料徴収事務を、東京都水道局に委託。	116,559	141,850	▲ 25,291	82.2	下水道使用料徴収を東京都水道局への委託により実施した。	施設建設課
下水道（汚水）ポンプ場維持管理事業	ポンプ場の運転管理・点検、不具合設備機械の修繕、電気工作物等保守点検	30,519	35,544	▲ 5,025	85.9	東部地域の下水道(汚水) 処理を担う下谷ポンプ場の維持管理及び不具合箇所の修繕を実施した。	施設建設課
下水道（汚水）小型マンホールポンプ維持管理事業	小型マンホールポンプの巡回点検、不具合設備機械の修繕	10,430	12,035	▲ 1,605	86.7	市内21カ所の小型マンホールポンプの清掃、維持管理及び不具合箇所の修繕を実施した。	施設建設課
下水道（汚水）整備事業	ストックマネジメント実施方針に基づく公共下水道（汚水）の整備	615,852	647,812	▲ 31,960	95.1	ストックマネジメント実施方針に基づき、污水管渠及び下谷ポンプ場、小型マンホールポンプの点検・調査、改築並びに計画策定を行った。	施設建設課
下水道（汚水）管渠維持管理事業	下水道（汚水）管渠の機能確保のために必要な清掃・修繕及び水質管理	53,649	76,972	▲ 23,323	69.7	下水道(汚水)管渠の機能確保のため、点検、清掃及び不具合箇所の修繕等を実施した。	施設建設課
下水道普及促進事業（公共下水道未接続世帯へのPR）	公共下水道未接続世帯への普及活動（接続依頼文書の送付、自宅訪問など）や公共未接続世帯リストの精査	5	10	▲ 5	50.0	公共下水道未接続世帯への接続依頼文書の送付や訪問による依頼などを実施した。	施設建設課
荒川右岸東京流域下水道対策協議会参画事業	荒川右岸東京処理区において、下水道事業の維持管理運営・雨水浸水対策・公営企業会計の適用等、社会ニーズに応じた関連公共下水道事業の健全な発展のための検討・研究	0	0	0	-	前年度決算審査及び令和7年度予算認定を主な議題とする協議会を実施した。	施設建設課
荒川右岸東京流域下水道維持管理参画事業	広域的に下水道（汚水）を処理するための施設における維持管理に要する費用の一部を負担	520,804	491,528	29,276	106.0	広域的な汚水処理をするための施設に係る維持管理に要する費用の一部を負担した。	施設建設課
荒川右岸東京流域下水道(汚水)建設参画事業	広域的に下水道（汚水）を処理するための施設における改築に要する費用の一部を負担	171,027	246,550	▲ 75,523	69.4	広域的な汚水処理をするための施設に係る改築に要する費用の一部を負担した。	施設建設課
黒目川流域公共下水道事業雨水整備促進協議会参画事業	黒目川流域の雨水排除計画の策定及び事業の促進に関する情報交換、視察研修	0	0	0	-	前年度決算審査及び令和7年度予算認定を主な議題とする協議会を実施した。	施設建設課
下水道（雨水）整備事業	公共下水道（雨水）の整備（管渠等整備）	291,936	990	290,946	29488.5	令和5年度から繰越となっていた柳窪雨水幹線築造工事のほか、黒目川上流排水区枝線築造工事に係る実施設計及び支障移設等を行った。	施設建設課

下水道（雨水）施設維持管理事業	雨水調整池等の機能確保のために必要な清掃・修繕	39,177	60,644	▲ 21,467	64.6	雨水調節池等の機能確保のため、点検、清掃及び不具合箇所の修繕等を実施した。	施設建設課
下水道（雨水）管渠維持管理事業	雨水管渠等の機能確保のために必要な点検・清掃・修繕	0	1,620	▲ 1,620	0.0	令和6年度は、下水道(雨水)管渠に係る点検、清掃及び修繕等が必要な事案は発生しなかった。	施設建設課
公共下水道施設管理事業（検査業務）	排水設備及び開発行為の検査の実施	22,579	20,243	2,336	111.5	業者委託により、開発行為及び排水設備工事の現場検査を全棟実施した。	施設建設課